

令和 8 年度 社会福祉法人東京緑新会事業計画

はじめに

令和 8 年度は、法人にとって大きな転換点となる重要な年度である。法人が長年にわたり掲げてきた「一法人一施設からの脱却」という目標が、いよいよ現実のものとなるからである。令和 8 年 4 月、足掛け 5 年の準備期間を経て、東京緑新会として二つ目の事業所となる「ケアコミュニティみちふの森」が事業を開始する。本事業は、平成 30 年度の事業者公募が不調となった後、令和 4 年の再公募において当法人が受託したものであり、地域からの期待は大きい。長年待ち望まれてきた新拠点の開設は、法人の歴史における大きな前進であると同時に、安定的な運営体制の確立が求められる極めて重要な局面でもある。

また、多摩療護園の建替えについても、令和 15 年 3 月末の「建物無償貸借貸与契約」終了後に向け、新たな施設建設の準備を本格化させる必要がある。建設費は少なくとも約 37 億円と見積もられ、そのうち 7/8 を東京都、1/8 を法人が負担することとなるが、近年の物価高騰は当初想定を大きく上回っており、財務的・組織的な体制整備が急務となっている。

さらに、令和 8 年度は「労働力縮小社会」という構造的課題が、福祉現場に深刻な影響を及ぼすことが確実視される年度でもある。厚生労働省の推計では、令和 8 年度には全国で約 240 万人の介護職員が必要とされる一方、約 25 万人が不足すると見込まれている。若年層人口の減少により、IT・物流・サービス業など他産業との人材獲得競争は激化し、団塊世代の 80 代突入に伴う介護ニーズの増大とベテラン職員の退職が同時進行する「世代交代の空白」も避けられない。統計が示す状況はさらに厳しい。介護職の有効求人倍率は全職種平均（約 1.2 倍）を大きく上回り、約 3.9～4.0 倍で推移している。訪問介護では 15 倍を超える地域もあり、有効求人倍率が 4 倍を超えると「求人を出しても応募ゼロが常態」とされる。従来型の採用モデルはすでに成立しなくなっており、採用・定着・育成の仕組みを抜本的に再構築する必要がある。

こうした外部環境の変化に加え、利用者の「重度化・病弱化」は着実に進行している。喀痰吸引、経管栄養、通院同行など医療的ケアに要する支援時間は増加し続けており、日中活動の充実と医療的ケアの質の確保を両立させる体制づくりが不可欠である。令和 3 年度に策定した中期事業計画の最終年度となる令和 8 年度は、これまでの取組を総括するとともに、次期計画へとつながる基盤を確実に整える年度である。新型コロナウイルス感染症の影響は一定の落ち着きを見せているものの、重度障害のある利用者にとって感染症リスクは依然として存在する。感染対策を継続しつつ、利用者の活動制限を最小限に抑え、地域との交流や社会参加の機会を広げる取り組みを推進する必要がある。

令和 8 年度は、法人の未来を左右する複数の重要課題が同時に進行する年度である。これらの課題に法人全体で取り組み、利用者一人ひとりの生活の質を高めるとともに、持続可能な組織運営の基盤を確立することが求められる。

I. 法人全体の重点課題

1. 法人の基本理念

社会福祉法人東京緑新会は、以下の理念を基盤として事業運営を行う。

1. 障害者の尊厳と権利を守ること

2. 社会の一員としての生活を支援すること
3. 誰もが共に生きる社会を創ること

2. 新規事業所「ケアコミュニティみちふの森」の安定的運営

令和8年4月、法人第二の事業所となる「ケアコミュニティみちふの森」が開所する。法人として最重要プロジェクトと位置づけ、安定的運営体制の確立を図る。

（1）生活介護事業の立ち上げ

- ・ 初年度利用者数は6名（定員20名）とし、近隣の特別支援学校卒業生を中心に段階的に受け入れを進める。
- ・ 医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）を主たる対象とし、医療職と生活支援員が一体となった支援体制を構築する。

（2）短期入所事業の需要への対応

- ・ 三鷹市・府中市・調布市の住民から既に30名を超える利用登録希望が寄せられており、今後も増加が見込まれる。
- ・ 家族支援の視点を重視し、レスパイト機能を確実に提供する。

（3）地域生活拠点としての基盤整備

- ・ 地域の障害当事者・家族・支援者のニーズを丁寧に把握し、関係自治体との協働体制を構築する。
- ・ 医療的ケアが必要な人も地域で暮らせる環境づくりを推進し、地域生活拠点としての役割を確立する。

3. 多摩療護園建替えに向けた体制整備

多摩療護園は令和15年に建築35年目を迎える。建替えは令和15～18年頃が想定されており、令和8年度を建替え準備の本格始動年と位置づける。

（1）建替え検討委員会（建替えプロジェクト）の発足

- ・ 法人事務局、園の役職者に加え、次代を担う中堅職員を構成員とする。
- ・ 多摩療護園が「府中療育センター闘争の受け皿施設」として出発した歴史的背景を踏まえ、理念を継承しつつ新施設の基本コンセプトを検討する。

（2）外部知見の導入

- ・ 福祉施設建築に精通した学識経験者の助言を受ける。
- ・ 地域生活支援の拠点として先行する施設の視察を行い、地域に開かれた重度障害者支援施設の将来像を具体化する。

4. 労働力縮小社会における人材確保と働き方改革

日本の労働力人口の減少は深刻であり、福祉分野における人材確保は一層困難となっている。慢性的な欠員により、リーダー層が現場の穴埋めや勤務調整に追われる状況が続いており、組織運営上の大きな課題となっている。

（1）採用戦略の転換

従来の採用手法であるハローワーク等は十分に機能しておらず、人材紹介会社を介した採用が中心となっている。令和7年度には紹介手数料が400万円を超える見込みであり、採用チャネルの多様化と効率化

が求められる。

（２）雇用の弾力化

再雇用制度の見直しや非常勤職員の活用を継続するとともに、65 歳以上の職員が働き続けられる環境整備を検討する。

（３）外国籍職員の受け入れと育成

令和 7 年度にミャンマー国籍の職員 3 名を採用し、外国籍職員は計 7 名となった。今後も外国籍職員の採用・定着・育成を進め、多文化共生を前提とした組織体制を構築する。

5. 令和 8 年度義務化に対応した「意思決定支援」の推進

令和 8 年度より、障害福祉サービス事業所において意思決定支援の実施と記録が義務化される。法人として以下を推進する。

（１）意思決定支援の標準化

- ・ 対話・観察・意思推定のプロセスを統一化
- ・ 記録様式の整備と個別支援計画への反映
- ・ 実施状況の定期点検による質の向上

（２）意思決定が困難な利用者への支援

- ・ 価値観・生活歴・選好の丁寧な把握
- ・ 家族・キーパーソン・医療機関等との連携
- ・ 本人の尊厳を最優先とした意思推定の実施

（３）職員研修の実施

- ・ 義務化内容、倫理的視点、実践方法に関する研修を実施
- ・ 全職員が共通理解を持ち、日常支援で実践できる体制を整える

Ⅱ. 障害者支援施設 多摩療護園の重点的取り組み

■ 基本方針

多摩療護園は、都立時代から継承する理念を踏まえ、以下の方針に基づき支援を行う。

1. ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの理念に基づき、一般市民と同様の生活が営まれるよう支援する。
2. 施設と地域社会の交流を促進し、利用者の自立と社会参加を支援する。
3. 利用者の自己決定権・プライバシー等の人権を尊重し、利用者が園の運営に参加することを目指す。
4. 利用者の個性を尊重し、個々のニーズに沿った個別支援計画を推進する。

1. 生活部(入所)の重点的取り組み

令和 3 年度に策定した中期事業計画では、利用者の重度化・病弱化に対応した支援内容の再構築を重要な柱として掲げてきた。近年は医療的ケアの必要性が一層高まるとともに、家族やキーパーソンの高齢化が進行しており、終末期支援や逝去後支援の重要性が増している。こうした状況を踏まえ、令和 8 年度は、意思決定支援の義務化に対応するとともに、生前意思決定支援（ACP）の推進および逝去後支援体制の整備を重点的に進める必要がある。

（１）意思決定支援の実践強化

- 日常支援の中での意思把握と実践
- 記録の標準化と職員間共有
- 意思推定プロセスの明確化と尊厳の保障

(2) ACP の実施

- 本人・家族・支援者による ACP 面談の実施
- 医療・看取り・逝去後の希望の文書化
- 医療機関との連携による終末期支援の充実

(3) 逝去後支援体制の整備

- 逝去後支援フローの標準化
- 家族不在時の対応方針の整理
- 死後事務委任契約等の社会資源活用支援
- 家族の高齢化に伴う相談支援の強化

2. ショートステイ(短期入所)の重点的取り組み

地域生活を支える重要な社会資源として、安定運営と新規利用者獲得を重点的に進める。

(1) 新規利用者獲得

- 前年度 10 名の新規獲得実績を継承し、令和 8 年度も継続して新規利用者を開拓する
- 特に女性利用者の獲得に重点を置く
- 相談支援専門員・各自治体・特別支援学校等との連携強化

(2) 運営体制の強化

- 庶務部リーダーが事務作業、生活部男女リーダーが実務を担当
- 職員育成・フォロー体制の強化
- 業務標準化による属人化の解消

(3) 地域生活者へのサービス提供の維持・向上

- 緊急一時利用への対応継続
- キャンセル時の迅速な補充
- 受け入れ困難ケースへの適切な判断と支援

3. 地域福祉部(通所)事業の重点的取り組み

みちふの森開設に伴い、地域福祉部からサービス管理責任者 2 名および重心事業立ち上げの中心メンバー 1 名、計 3 名が異動となった。これにより、重心事業における安定した職員配置が危ぶまれ、サービスの質低下が懸念されている。日野市をはじめ地域に暮らす重度障害者の方々に対し、社会資源として継続的に寄与できる支援体制を整えることが喫緊の課題である。この状況を踏まえ、早期の職員採用と速やかな育成、適正な業務引継ぎを進め、これまでと同等の事業運営を維持することを最優先とする。また、利用者の重度化や収支バランスにも着目し、重心事業の定員変更も視野に入れながら、持続可能な事業展開を検討していく。

(1) 円滑な役割の継承

- サビ管基礎研修修了者 2 名の OJT 推進
- 新規基礎研修受講者の選定

- 医療的ケア対応職員の育成強化
- 重度化に対応した医行為体制の整備

(2) 職員採用・育成の強化

- 柔軟な勤務調整
- 多様性を尊重した採用
- 職員公舎の活用促進
- 入所部門との人事交流の検討

(3) 引継ぎ業務の整理

- 個別支援計画、請求、リスク管理、防災、送迎、研修等の確実な引継ぎ
- マニュアル整備と OJT の併用

(4) 重心事業の定員変更検討

- 送迎体制の再構築
- 医療的ケア対応力の強化
- 入所部門看護師との連携
- 適正配置数の算出と定員変更の検討

(5) 通所事業所の安定運営

- 定員 22 名の最大活用
- 短期入所との併用促進
- 土日祝の催し企画
- 利用率 85% を目標とする

Ⅲ. 地域生活相談室おあしすの重点的取り組み

令和 8 年度も、多職種連携を基盤とする地域の中核相談支援事業所として、東京都、日野市、福祉・医療関係機関との協働を継続する方針に変わりはない。令和 7 年度途中に室長交代があったものの、利用者・行政・地域関係者に負担を生じさせることなく、これまでの取り組みを継承しつつ新たな体制を確立することを事業所の責務と捉える。その実践を通じて、地域から「信頼できる法人・事業所」として改めて認識されることを目指す。中核事業所として、令和 7 年 3 月に主任相談支援専門員資格を取得したことを踏まえ、今年度も引き続き日野市と協働し、地域の相談支援体制強化に取り組む。近年は高次脳機能障害など複合的課題を抱えるケースが増加しており、専門的支援体制の強化が求められている。この状況を踏まえ、東京都が令和 7 年より開始した「高次脳機能障害養成研修」を受講し、高次脳機能障害支援に係る加算の適正算定と質の高い相談支援の継続を図る。

令和 7 年度は、自立支援協議会委員および日野市地域自立支援協議会相談支援部会委員を継続した。令和 8 年度からは、同部会の副部長を務めるとともに、差別解消支援協議会、日野市医療的ケア児支援協議会の委員も引き続き担う。さらに、日野市が重点課題とする「地域生活支援拠点」の検討委員を新たに務める。令和 8 年 4 月には日野市基幹相談支援センターが立ち上がり、地域生活支援拠点事業の整備も進むことから、社会福祉法人東京緑新会を母体とする相談支援事業所として、相談支援体制の充実・強化および地域づくりに貢献していく。

令和 6 年度報酬改定において、地域移行の推進が入所施設に求められ、令和 8 年から義務化される。具体的には、「地域移行および施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者の選任」、「意向確認マニユ

アルの作成」が運営基準に規定され、未対応の場合は1日につき5単位が減算され、年間100万円以上の減収となる。地域移行等意向確認担当者は、意向確認におけるアセスメントで把握した内容をサービス管理責任者に報告し、個別生活支援計画作成に係る会議でも報告する必要がある。また、意向確認にあたっては、地域生活支援拠点、一般相談支援、特定相談支援と連携し、地域の障害福祉サービスの利用体験を通じて地域生活を知り、地域移行の可能性を探る取り組みが求められる。当園では、東京都地域移行促進コーディネート事業を受託し、その業務をおあしすが担うことで独自に地域移行に関わる取り組みを実践してきたが、改めて国および東京都が求める意思決定支援へと重点を移していく。令和6年度報酬改定に対応するため、指針や必要書式の整備を進めているが、多摩療護園生活部との具体的な取り組みに関する調整が必要となる。また、地域移行の視点と取り組みを大切にしてきた法人として、国が力を注ぐピアサポートや、意向確認に当事者が関わる体制整備を進めることで、他施設をリードしていきたい。

(1) 相談支援体制の強化

- 多職種連携の展開（東京都、日野市、福祉・医療関係者と協働）継続
- 主任相談支援専門員を中心に地域の相談支援体制の強化への協力
- 高次脳機能障害支援養成研修の受講
- 加算の適正算定と専門性の維持

(2) 地域協議会等への参画

- 日野市地域自立支援協議会 委員
- 日野市地域自立支援協議会相談支援部会 副部長
- 差別解消支援協議会 委員
- 医療的ケア児支援協議会 委員
- 地域生活支援拠点 検討委員

(3) 東京都との連携

- ピアサポート研修カリキュラム検討委員会委員・ファシリテーター継続
- 都とのネットワークを地域支援へ還元

(4) 東京都地域移行促進コーディネート事業

- 東京都の方針に沿い、活動の精査
- 地域移行支援の専門性を維持しつつ、意思決定支援へ重点移行
- 多摩療護園生活部と連携し、指針・書式整備を推進
- ピアサポーターを意向確認に組み込み、モデル事業化を目指す

IV. ケアコミュニティみちふの森 事業計画（案）

I ケアコミュニティみちふの森の基本的性格

1. 医療的ケア児支援法と社会的背景

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の増加に対応した支援体制の整備が国および自治体に求められるようになった。同法は、医療的ケア児が18歳を迎えた後も切れ目なく保健医療・福祉サービスを受けられる体制の構築を義務づけている。

国はその具体化として「医療的ケア児支援センター」の整備を進めており、東京都では区部・多摩地域にそれぞれ設置される。これにより、医療的ケア児の成長支援、家族の離職防止、安心して子どもを育て

られる社会の実現が目指されている。

2. 「18歳の壁」と地域の現状

特別支援学校在校生の保護者の間では、卒業後の通所先不足、在所時間の短さ、放課後等デイサービスの利用不可などにより、支援体制が脆弱化する現実が「18歳の壁」として認識されている。三鷹市・調布市・府中市には、令和3年時点で約300名の重症心身障害児者が暮らしており、そのうち在宅生活者は約76.8%（232名）である。短期入所の利用率は児童で78.8%、障害者で60.0%と高く、地域のニーズは極めて大きい。

三市が策定した「調布基地跡地福祉施設に係る基本プラン（令和4年改訂版）」では、「市民ニーズに沿った医療的ケアの確実な実施を担保する施設整備が必要」と明確に示されている。

3. 多摩療護園の経験とみちふの森の使命

多摩療護園は約半世紀にわたり重度障害者支援を行ってきたが、近年は利用者の重度化・医療的ケアの増大により、入所施設の役割が大きく変化している。医療的ケアは、現在必要でない利用者であっても高齢化に伴い将来的に必要となる可能性が高い。

地域には医療的ケアを必要とする障害者を支える資源が不足しており、

「医療的ケアの有無を問わず、当事者が望む生活の場を支える福祉資源をどう作るか」が大きな課題となっている。

みちふの森は、この社会的背景の中で誕生した新たな地域拠点であり、法人として最重要プロジェクトとして位置づける。

II みちふの森事業運営について

1. 運営方針

みちふの森は、利用者にとって

- 「自分の居場所」
 - 「自分の役割」
- を見出せる場であることを基本的役割とする。

そのうえで、

- 障害者の人権尊重
 - 虐待防止
 - 障害者権利条約に基づく差別のない社会づくり
- を基本理念とし、
「重度者支援」と「地域生活支援」
を二本柱として事業を展開する。

生活介護では日中活動・医療的ケア・創作活動・地域交流を提供し、短期入所では家族のレスパイトや自立生活への移行準備を支援する。

2. 生活介護事業

（1）サービス提供の基本姿勢

定員20名（うち東京都重症心身障害児〔者〕通所事業5名）とし、2ユニット体制で運営する。利用者一人ひとりの障害特性および心身の状況に応じた適切な支援を提供し、人権に十分配慮した専門的支援を

行う。医療的ケアを含む重度障害者支援に必要な専門性と職業倫理を備え、適切なアセスメントを実施する。

（２）基本活動

ア）自立支援・日常生活の充実

重度障害者が地域で暮らし続けるための拠点として、生活リズムの確立、心身の健康維持、「自分の居場所」「自分の役割」の認知を支援する。

また、ピアサポーターとの交流を促進し、地域のハブ拠点としての役割を果たす。

イ）創作活動

自己表現の喜びや感覚刺激を通じて豊かな感性を育む。利用者の特性に応じた創作活動により潜在的な表現力を引き出し、エンパワメントを高める。

ウ）社会参加・地域交流

地域の催事・祭礼等への参加を積極的に行い、利用者の社会参加を促進するとともに、職員が地域の担い手としての意識を持つよう育成する。

エ）心身の状況に応じた支援

医療的ケアを含む専門的支援、身体介助、食事提供、入浴支援、スヌーズレン室の活用等を行う。

緊急時は救急要請を優先しつつ、家族・主治医・訪問看護・協力医療機関（医療法人梶社会西田医院）と連携する。

オ）重複障害・状態像に応じた支援

知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等の重複を想定し、環境整備、支援プログラム、コミュニケーション支援を行う。

カ）地域ニーズに応じた支援

地域のケアマネジメント機関と連携し、地域における役割を果たす。

（３）利用者の権利・利益の保証

ア）自立支援・日常生活の充実

障害者権利条約（平成 26 年批准）に基づき、利用者の基本的人権と自己決定を尊重し、主体的活動を保障する。

イ）虐待・差別解消

障害者虐待防止法（平成 23 年制定）、改正障害者差別解消法（令和 6 年施行）を遵守し、虐待防止委員会および第三者委員によるオンブズマン制度を設置。職員研修を定期的実施する。

（４）適切なサービス提供のための組織運営管理

ア）支援の質の向上

年度当初の職員研修、定期ミーティング、年度末総括を実施し、PDCA サイクルに基づく質向上を図る。

また、年間研修計画を策定し、地域研修・連絡会等への参加を促進する。

イ）法令遵守

障害者福祉、人権、労働、社会保障、消防等の関係法令を遵守し、利用者の生活と安全を守る。

ウ）リスクマネジメント

健康急変、災害、感染症等に備え、訓練・マニュアル整備・関係機関連携を行う。

３．短期入所事業

（１）サービス提供の基本姿勢

短期入所は 6 床のうち 3 床を緊急枠とし、主たる介護者の急病・入院・葬儀等に対応する。

また、地域生活（GH・単身）への移行準備としての体験宿泊にも対応する。

単独型短期入所として、直接支援（食事・入浴・排せつ・日中支援等）と間接支援（契約・連絡調整・予約調整等）の双方を全職員が担える体制を整備する。

生活介護と一体型で運営し、基本活動・権利保障・組織運営管理は生活介護と同様とする。

（２）緊急枠の運用

緊急受入要請があった場合、通常利用者の予約をキャンセルする場合がある。

利用可否は医療的ケア度・病状・心身状況をガイドラインに基づき判断し、実施支援機関と協議の上決定する。

受入責任者は所長（主任相談支援専門員）とし、不在時はサービス管理責任者が代行する。

（３）短期入所での暮らし

食事・服薬管理・金銭管理・相談支援・ナースコール体制・入浴・排せつ・健康管理・余暇活動・社会参加について、利用者の状態に応じた支援を行う。

Ⅲ 令和 8 年度の重点課題・体制

１．地域ニーズの多様化と三市との連携

- 三鷹・調布・府中の地域性・福祉計画の違いを踏まえた柔軟な対応
- 生活介護は定員 20 名、短期入所は定員 6 名で段階的に受入拡大
- 地域診断・個別ニーズ把握を強化し、三市との調整を円滑化
- 現場レベルでの関係構築・情報収集・ネットワーク形成を重視

２．組織体制の整備

- 所長・サービス管理責任者・リーダーによる統括体制
- 職員間の意思統一を図るための会議体の整備
- 職員研修体系の構築
- 行事企画による利用者支援の充実

３．支援の質向上に向けた職員研修体制の整備

- 年間研修計画の策定
- 医療的ケア、重度障害支援、権利擁護等の専門研修の実施
- 地域研修会・自立支援協議会・事業所連絡会等への積極的参加

４．利用者支援の豊富化に向けた行事企画

- 地域交流行事の企画・実施
- 季節行事・創作活動・外出活動等の充実
- 利用者の意思決定支援に基づく個別活動の拡大